

千葉県特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ

千葉県特定（産業別）最低賃金は、下表のとおり、2業種について金額の改正が行われ、令和4年12月25日から適用されます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室（電話 043 - 221 - 2328）までお問い合わせください。

業 種	改正額（時間額）
鉄 鋼 業	1 , 0 5 4 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1 , 0 1 3 円

上記以外の業種については、千葉県最低賃金（984円）が適用されます。